

第 2 7 号 議 案

東京都台東区設入谷小売市場条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、入谷小売市場を廃止するため提出します。

東京都台東区設入谷小売市場条例を廃止する条例

東京都台東区設入谷小売市場条例（平成10年6月台東区条例第33号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年9月18日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、この条例による廃止前の東京都台東区設入谷小売市場条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により使用の許可を受けた者に係る旧条例第10条ただし書の規定による使用料の還付及び旧条例第15条の規定による損害賠償については、なお従前の例による。